

事例項目	転入時の住民票コード及びマイナンバーの付番誤りについて
事例発生日等	令和5（2023）年3月8日(水)
担当課	市民文化部 市民課
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①令和5（2023）年2月6日（月）にA氏の転入届の受付において、市職員が本人確認のため住民基本台帳ネットワークを検索した結果、同姓同名・同生年月日・同性別の別人B氏のデータがあり、そのデータを基に過去の住所履歴を窓口に届け出たA氏の代理人C氏に確認したが、C氏からは誤った返答があり、その結果、別人B氏の住民票コード及び個人番号をA氏に付番して住民登録の処理を行っていた。</p> <p>②令和5（2023）年2月6日(月)に付番誤りに気付かないまま、B氏の個人番号が記載された住民票の写しをA氏に交付した。</p> <p>③令和5（2023）年3月3日(金)に、A氏から転出届があったが、付番誤りに気付かないまま、B氏の住民票コード及び個人番号が記載された転出証明書をA氏に交付した。</p> <p>④令和5（2023）年3月8日（水）に年金事務所から、国外から本市に転入した外国人住民A氏の個人番号が別人のものではないかという指摘があった。</p> <p>⑤令和5年（2023）年3月8日（水）に市職員が、あらためてA氏へ電話による聞き取りをしたところ、国内への転入は初めてとのことであったため、付番誤りが判明し、直ちに所属長に報告した。</p> <p>⑥令和5年（2023）年4月18日(火)の出入国管理局への照会回答でも別人であることが確認された。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①令和5（2023）年3月8日（水）にA氏の住民票コード及び個人番号を新規付番し、同年4月28日（金）までに住民基本台帳ネットワーク及び情報提供ネットワーク上の中間サーバのデータ修正が完了した。</p> <p>②令和5（2023）年3月8日（水）にA氏に事情説明を行い、同年3月20日（月）までに住民票の写し及び転出証明書の原本を回収し、正しいものへ差し替え対応を行った。</p> <p>③令和5年（2023年）年3月8日（水）にA氏の年金や健康保険が正しい番号を基に処理されるよう、関連部署等に連絡を行った。</p> <p>④B氏は既に国外転出しているため、連絡ほか特段の対応はしていない。</p>

発生原因	転入時の受付処理において、市職員による住民基本台帳ネットワーク上の本人確認情報にある過去の国内の住所履歴の確認方法が、具体的にいつ頃どこに住んでいたかを相手方に具体的に問うものでなく、市側から〇〇に住んでいたかと情報を示す不適切なものだったため。
再発防止対策	国外からの転入届の受付にあたっては、同姓同名・同生年月日・同性別の外国人住民がいることを前提に、相手方からその住所履歴を述べさせるなど、一層慎重に行うことを課内で周知徹底する。